

（令和 6 年度版）各地域における学校の現状及び今後の状況について

令和 7 年 1 月 教育委員会学務課													
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度	令和 1 3 年度	令和 1 4 年度	令和 1 5 年度～
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年
阿蘇地域		【義務教育学校開校】・阿蘇小・米本小・米本南小・阿蘇中学校											
村上地域		▼村上北小	▼村上北小	▼▼村上北小	▼▼▼村上北小	▼▼▼村上北小	▼▼▼村上北小	▼▼▼村上北小	▼▼▼村上北小	▼▼▼村上北小		* 義務教育学校又は小中一貫校を含む統合を検討：11年目以降 ・村上北小・村上東小・村上小・村上東中・村上中	
睦地域	* 義務教育学校又は小中一貫校を含む統合を検討：適時 ・睦小・睦中 ▼▼▼睦小	▼▼▼睦小	▼▼▼睦小	▼▼▼睦小	(▼▼▼) 睦小※ 1	(▼▼▼) 睦小※ 1	(▼▼▼) 睦小※ 1	(▼▼▼) 睦小※ 1	(▼▼▼) 睦小※ 1	(▼▼▼) 睦小※ 1			
			▼睦中	▼睦中	▼睦中								
大和田地域		△大和田南小	△大和田南小		▼萱田南小	▼萱田南小	▼萱田南小	▼萱田南小	▼萱田南小	▼萱田南小		* 萱田小学校に統合:11年目以降 ・萱田南小・萱田小	
		△大和田中 △萱田中	△大和田中	△大和田中	△大和田中	△大和田中	△大和田中	△大和田中	△大和田中	△大和田中			
高津・緑が丘地域	* 校舎の増築：直近10年 ・みどりが丘小 △みどりが丘小 △新木戸小 ▼南高津小	【新設/分離校舎】 西八千代地区小学校方針決定 △みどりが丘小 △新木戸小 △新木戸小 △新木戸小	△△みどりが丘小 △新木戸小 ▼南高津小	△△みどりが丘小 △新木戸小 ▼▼南高津小	△△みどりが丘小 △新木戸小 ▼▼南高津小	【新設/分離校舎完成】 4 月～通学開始予定 △△みどりが丘小 △△新木戸小 ▼▼南高津小	△△みどりが丘小 △△新木戸小 ▼▼南高津小	△△みどりが丘小 △△新木戸小 ▼▼南高津小	△△みどりが丘小 △△新木戸小 ▼▼南高津小	△△みどりが丘小 △△新木戸小 ▼▼南高津小		* 統合を検討：11年目以降 ・南高津小・高津小・西高津小	
		△高津中	△△高津中	△△高津中	△△高津中	△△高津中	△△高津中	△△高津中	△△高津中	△△高津中			
八千代台地域													* 義務教育学校又は小中一貫校を含む統合を検討：11年目以降 ・八千代台小・八千代台西小・八千代台西中
勝田台地域				▼勝田台南小	▼勝田台南小	▼勝田台南小	▼勝田台南小	▼勝田台南小	▼▼勝田台南小	▼▼勝田台南小		* 義務教育学校又は小中一貫校を含む統合を検討：11年目以降 ・勝田台小・勝田台南小・勝田台中	

◎令和 6 年度までは実際の学級数，令和 7 年度以降は児童生徒数の推計値を当該学区に居住している未就学児（0 ～ 6 歳）の数値及び就学率をもとに算出したものを資料化した。
令和 1 3 年度以降は現段階で算出することができないため，空欄としている。

【印・色分けの意味】

▼適正規模の下限を下回る（学級数：小学校12学級，中学校6学級）

▼▼単学級が学校全体の半数

▼▼▼単学級が学校全体の半数以上or 1 学級の子供の人数が17名以下

■ ■ ■複式学級の基準を満たす

△△適正規模の上限を大きく上回る（学級数：小学校36学級，中学校24学級）

△適正規模の上限を上回る（学級数：小学校24学級，中学校18学級）

*

学校名（下線）

R3.3「公共施設等個別施設計画」で示された内容

当該地域の適正配置について検討が必要だと考えられる時期

保有教室数を想定学級数が上回る可能性のある学校

【注】※ 1 睦小学校の実際の在籍児童数は，睦小学区にみどりが丘小学校（主に吉橋）と萱田小学校（主に麦丸）の許可学区があることから，地域に居住している児童数よりも少なくなるため，R5以降も「▼▼▼」となる見込みである。

資料2 「八千代市立小・中学校の学校適正配置の基本的な考え方について（答申）」（一部抜粋）

4 基本的な考え方

これまでの検討内容を踏まえ、以下の事項について、これからの八千代市における公立小・中学校の学校適正配置の基本的な考え方とする。

（１）学校適正規模の基準・条件について

学校は、子どもたちにとってよりよい教育環境であるとともに、多様で円滑な人間関係を育む場としての役割もある。そして、それらを達成するためには、望ましい学級数の規模が想定される。

国が定める基準と八千代市の実情を勘案して、まず、子どもたちの多様な人間関係を育むとともに、人間関係が固定的になることのないように、学級数の最小規模を定めることが望まれる。小学校においては、学級編成替えを可能にする１学年複数学級を有することを、また中学校においては、教科・領域の指導や、行事・部活動等が円滑にできる十分な教員数を有することを重視するように努めたい。

また、ゆとりある教育活動が行えるようにするために、学級数の最大規模を定めることも必要である。そこで、小学校においては１学年４学級、中学校においては１学年６学級を最大規模と考えたい。

これらの原則を適用すると、八千代市においては、小学校では１２学級から２４学級、中学校では６学級から１８学級が、学校適正規模の目安と考えられる。ただし、これらを機械的に適用させることは避け、学校と地域が築き上げてきたこれまでの伝統や文化、人口の変動に対する将来的な見通し等を、十分に考慮することが必要といえる。

（２）学校適正配置の基準・条件について

学校規模の適正化は、子どもたちによりよい教育環境を提供するということを目的としている。学校規模の大小にかかわらず、子どもたちの教育環境に大きな格差を生じさせないようにすることが大切である。

本市における、適正配置の基準・条件について次のように考えることとした。

① よりよい教育環境の実現

学校適正配置は、望ましい学校規模の中で教育活動が行われることを最優先の目的であると考ええる。そのために、教育環境の整備や教育内容の充実を図ることができるようにするとともに、児童・生徒の安全確保を重視する。

② 地域コミュニティとしての役割

学校は、地域社会と深く結びついており、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進して行くことが大切である。学校適正配置を行うにあたっては、地域住民の心の拠り所や、伝統の継承・地域文化が創造される場等、地域コミュニティの拠点としての役割を考慮していくことが望まれる。

③ 長期的な視点での検討

学校適正配置は、将来的な児童・生徒数の見通しに基づいて検討するとともに、災害時避難場所としての役割等、重要な公共施設であることを強く認識し、学校施設の耐震診断の結果や老朽化に伴う建て替えも考慮しながら検討する。

*本資料は、平成20年4月11日に八千代市学校適正配置検討委員会委員長が八千代市教育委員会教育長へ答申した「八千代市立小・中学校の学校適正配置の基本的な考え方について（答申）」より一部を抜粋したものである。